

# 高知県医師確保計画（素案）の概要

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

医療法（平成30年7月改正）に基づき、各都道府県において、三次医療圏間及び二次医療圏間の偏在を是正するための医師確保対策等を、医療計画の中に新たに「医師確保計画」として2019年度中に策定することとなった。

### 2 計画の位置づけ

医療法第30条の4の医療計画に定める事項の規定に基づき「第7期高知県保健医療計画」の一部（別冊）として位置づける。

### 3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とする。

### 4 計画の全体像

厚生労働省令に基づき算出した「医師偏在指標」に基づき、県内の二次医療圏を「医師少数区域」、「医師多数区域」として設定し、それぞれの「医師確保の方針」と「目標医師数」を定め、たうえて、「医師確保に向けた取組」を記載。

あわせて、産科及び小児科について、個別計画として策定する。

### 5 計画の区域

県全体及び県内の二次医療圏・周産期医療圏・小児医療圏を計画の区域とする。

### 6 計画の策定

地域医療対策協議会（高知県医療審議会医療従事者確保推進部会）において必要な協議を行うとともに、パブリックコメントや高知県医療審議会への諮問・答申を踏まえて策定する。

## 第2章 本県の医師数等の状況

### 1 医療施設従事医師数の推移

平成30年末で2,237人となり平成14年から143人増加。人口10万人当たりの医師数も年々増加し、平成30年末では全国第3位となっている。また、これまで減少傾向にあった若手医師の数が平成28年以降増加に転じている。

### 2 二次医療圏ごとの医師数の状況

人口10万人あたり医師数で見ると、中央を除く3医療圏（安芸、高幡、幡多）では全国値を下回っている。また、中央医療圏でも高知市・南国市を除くと全国値を大きく下回っている。

### 第3章 医師偏在指標及び区域の設定

#### 1 医師偏在指標

医師偏在指標の算出方法（概要） ※都道府県・二次医療圏で算出方法は同じ。

$$\text{対象地域の医師偏在指標} = \frac{\text{対象地域の標準化医師数（※1）}}{\text{（対象地域の人口/10万）} \times \text{対象地域の標準化受療率（※2）}}$$

（※1）標準化医師数：性・年齢階級別の医師の平均労働時間を基に、地域内の医師数を再計算したもの

（※2）標準化受療率比：性・年齢階級別の全国受療率等を基に、地域内で期待される受療者の割合

#### <本県の状況>

医療圏	順位	医師偏在指標	2016年 医師数(人)	2023年 目標医師数(人)	2036年 必要医師数(人)
県	12/47	256.4	2,206	1,659	1,398
安芸	185/335	171.7	95	70	56
中央	33/335	291.3	1,860	950	827
高幡	231/335	159.4	81	68	59
幡多	236/335	157.8	170	150	123

- ・ 県全体、中央医療圏は医師多数（上位 1/3 以内）に該当。
- ・ 高幡、幡多医療圏は医師少数（下位 1/3 以内）に該当。
- ・ 安芸医療圏は中間に位置する。

### 第4章 医師確保の方針と目標医師数

圏域	現状の医師数 (2018年)	目標医師数 (2023年度末に 下位1/3を脱する ための医師数)	医師の確保の方針
県全体 医師多数県	2,237人	— ※ (1,659人)	・ 現状の医師数の維持を基本とし、奨学金の貸与や若手医師のキャリア形成支援など既存の医師確保対策を継続して実施します。
安芸	97人	— ※ (70人)	・ 現状の医師数の維持を基本とし、既存の医師確保対策を継続して実施します。
中央 医師多数区域	1,880人	— ※ (950人)	・ 現状の医師数の維持を基本とし、既存の医師確保対策を継続して実施します。 ・ 医師少数区域への医師派遣等を推進します。
高幡 医師少数区域	91人	91人 (68人)	・ 現状の医師数が2023年度末に下位1/3の基準を脱するために要する医師数を上回っているため、現状の医師数の維持を基本とし、既存の医師確保対策を継続して実施します。
幡多 医師少数区域	169人	169人 (150人)	・ 医師多数区域からの医師派遣等を推進します。

※医師少数県または医師少数区域でなく、現状の医師数が R5（2023）年度末に下位 1/3 の基準を脱するために要する医師数を上回っているため、目標医師数は設定しない。

※中央、安芸医療圏内に医師少数スポット（少数区域と同様に扱うことができる地域）を指定し、医師確保対策を実施する。

## 第5章 目標医師数を達成するための施策

### 1 長期的な取組

- ① 高知大学医学生の卒業後の県内定着の促進
- ② 若手医師にとって魅力あるキャリア形成環境の充実
- ③ へき地医療を支える医療従事者の確保

### 2 短期的な取組

- ① 県外からの医師の招へい及び赴任医師に対する支援（継続事業）
- ② 県外からの医師の招へいに向けた情報発信及び勧誘活動（継続事業）
- ③ 医師の確保が困難な地域にある医療機関への支援

### 3 勤務環境改善への支援

## 第6章 産科・小児科における医師確保計画

### 1 産科医師確保計画

#### (1) 産科医師偏在指標、相対的医師少数区域の状況

医療圏	順位	医師偏在指標	2016年 医師数(人)	2023年産科 偏在対策 基準医師数(人)
県	38/47	10.6	52	47
安芸	122/284	11.5	1	1
中央	149/284	10.5	46	34
高幡	—	—	0	—
幡多	132/284	11.0	5	3

- ・ 県全体は、相対的産科医師少数（下位 1/3 以内）に該当。
- ・ 周産期医療圏別では、安芸、中央、幡多は相対的医師少数（下位 1/3 以内）に該当しない。高幡については、分娩件数がゼロのため算出できない。

#### (2) 産科医師確保の方針と目標医師数

高幡周産期医療圏を相対的医師少数区域に設定。関係機関による機能分担と連携を行いながら県全体の周産期医療提供体制の維持に必要な産科医師確保対策を推進。

周産期医療圏	2023年度末 目標医師数(人)	2018年 医師数(人)
安芸	3	2
中央	52	52
高幡 (相対的医師少数区域)		0
幡多	6	6
合計	61	60

#### (3) 目標医師数を達成するための施策

- ① 奨学金の加算貸与や資格取得等への支援
- ② 県外からの即戦力医師の招へい
- ③ 分娩手当に対する助成

## 2 小児科医師確保計画

### (1) 小児科医師偏在指標、相対的医師少数区域の状況

医療圏	順位	医師偏在指標	2016年 医師数(人)	2023年小児科 偏在対策 基準医師数(人)
県	4/47	130.5	106	69
安芸	3/311	231.8	4	1
中央	70/311	118.6	85	54
高幡	29/311	137.6	3	1
幡多	6/311	185.8	14	5

- ・ 県全体では全国4位で、相対的医師少数（下位1/3以内）に該当しない。
- ・ 小児医療圏別では、相対的医師少数（下位1/3以内）の該当なし。

### (2) 小児科医師確保の方針と目標医師数

相対的医師少数区域は設定しないが、小児救急医療に従事する医師を含む小児科医師の労働環境を鑑み、小児救急医療の適切な受診を促す啓発事業等も行いながら、小児医療提供体制の維持に向けて必要な医師確保対策を推進。

小児医療圏	2023年度末 目標医師数(人)	2018年 医師数(人)
安芸	4	4
中央	88	84
高幡	4	4
幡多	14	14
合計	110	106

### (3) 目標医師数を達成するための施策

- ①奨学金の加算貸与や資格取得等への支援
- ②県外からの即戦力医師の招へい
- ③こうちこども救急ダイヤル（#8000）の利用啓発、適正受診の広報

## 第7章 計画の評価と進行管理

### 1 推進体制

主な取組の主体となる高知地域医療支援センター、（一社）高知医療再生機構をはじめ、高知大学、医師会、医療機関等と連携して本計画を推進。

### 2 進行管理

目標の達成状況や施策の効果について、分析・評価を行い、計画の進行管理を図るとともに、必要に応じた計画の見直しを実施。

あわせて、計画の着実な推進を図るため、「高知県医療審議会医療従事者確保推進部会（地域医療対策協議会）」や「高知県周産期医療協議会」、「高知県小児医療協議会」において、計画期間中の進行管理と評価を毎年度実施し、その結果を「第7期高知県保健医療計画」の進行管理の中で「高知県医療審議会」に報告。